

官報

号外 昭和二十九年三月十二日

参議院会議録第十七号

昭和二十九年三月十二日(金曜日)午前十一時三十四分開議

議事日程 第十七号

昭和二十九年三月十二日

午前十時開議

第一 港域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第二 遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船員職員法の臨時特別に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 肥料取締法の一部を改正する法律案(編島正興君外二十四名提出)

(委員長報告)

第四 水産業協同組合法の一部を改正する法律案

(委員長報告)

第五 特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

(委員長報告)

第六 水産業の用に供する船舶についての船員職員法の臨時特別に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第七 肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第八 特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第九 水産業の用に供する船舶についての船員職員法の臨時特別に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第十 特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第十一 水産業の用に供する船舶についての船員職員法の臨時特別に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第十二 特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第十三 水産業の用に供する船舶についての船員職員法の臨時特別に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第十四 特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第十五 水産業の用に供する船舶についての船員職員法の臨時特別に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第十六 特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第十七 水産業の用に供する船舶についての船員職員法の臨時特別に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第十八 特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

地方法政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

正する法律

昭和二十九年度における国債整理基正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改

出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。これを衆議院に送付した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

法庫案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

昭和二十九年度における国債整理基正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改

出案を可決した旨衆議院に通知した。

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改

出案を可決した旨衆議院に通知した。

農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

力合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

力合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます、よつて委員長要求の通り変更することに決しました。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件

法の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 日程第一、港域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

百メートルの半径を有する内の海面に改める。

別表の千葉県の都千葉港の項中「百八十度五千メートルの地点まで引いた線」同地点から九十度に引いた線を二百四十五度に引いた線、村田川口左岸突端から二百九十九度に引いた線に改める。

別表の京都府の都浅茂川港の項中「三角点(一八五・七メートル)から四十五度二千百メートルの地点を中心として三百メートルの半径を有する円内の海面」を「三角点(一八五・六メートル)(北緯三十五度四十分八秒東経百三十五度零分三十秒)から三十度千九百メートルの地点を中心として六百メートルの半径を有する円内の海面、湖水面及び河川水面」に改める。

別表の大坂府の都堺港の項中「海面」を「海面並びに東経百三十五度二十七分四十八秒の子午線から下流の大和川河川水面中大阪港の港の区域に属する河川水面を除いた部分」に改める。

別表の大坂府の都大阪港の項中「神崎川口左岸突端から二百二十四度に引いた線、大和川口左岸突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに木津川大浪橋、尻無川岩崎橋、安治川船津橋及び新淀川最下流鉄橋各下流の河川水面及び船津橋南端と大浪橋東端とを結んだ線以西の運河水面」を「淀川分派川神崎川口左岸突端から二百十四度に引いた線、東経百三十五度二十七分四十八秒の子午線と大和川右岸との交点から百八十度百三十四メートルの地点まで引いた線同地点から二百九十九度に改める。

十二度に引いた線、同線と大和川口

両突端を結んだ線との交点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面及び大和川河川水面、新淀川最下流鉄橋正蓮寺川北港大橋、六軒家川春日出橋、安治川新船津橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面、敷津運河以西の住吉川河川水面並びに安治川及び木津川により囲まれた各運河、北港運河及び敷津運河の各運河水面に改める。

別表の兵庫県の都尼崎港の項中「並びに庄下川最下流道路橋下流の河川水面」を「庄下川河川水面並びに猿川、京橋川、淀川分派川左門殿川、庄下川及

び逢川各最下流道路橋下流の河川水面、旧左門殿川河川水面並びに淀川分派川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面、敷津運河以西の住吉川河川水面、新淀川最下流鐵橋東端とを結んだ線以南の各運河水面上に改める。

別表の広島県の都土生港の項中「同地点から因ノ島宇崎まで引いた線」を「同地点から一十五度三千七百六十メートルの地点まで引いた線、同地

点と奥山山頂(三九三メートル)とを結んだ線」に改める。

一 宮之浦 屋久島塚崎から肥瀬ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面に改める。

二 吉仁屋 壱通崎から二百四十四度に引いた線、阿蘇南端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

三 附則 皆通崎から二百四十四度に引いた線、阿蘇南端から百八十度に引いた線及び陸岸により

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)の一部を次のよう改正する。
別表中「兩津」を「兩津 千葉」に、「鹿兒島」を「鹿兒島 名瀬」に改める。

審査報告書は都合により附録に掲載

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船の規制についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月六日

衆議院議長 堀 康次郎

参議院議長 河井義人

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案

一 宮之浦 屋久島塚崎から肥瀬ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

二 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

三 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

四 宮之浦 屋久島塚崎から肥瀬ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

五 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

六 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

七 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

八 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

九 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

十 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

十一 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

十二 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

十三 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

十四 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

十五 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

十六 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

十七 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

十八 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

十九 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

二十 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

二十一 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

二十二 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

二十三 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

二十四 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

二十五 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

二十六 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

二十七 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

二十八 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

二十九 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

三十 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

三十一 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

三十二 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

三十三 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

三十四 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

三十五 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

三十六 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

三十七 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

三十八 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

三十九 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

四十 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

四十一 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

四十二 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

四十三 吉仁屋 大津川左門殿川辰巳橋西端と武庫川堤橋及び端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面

四十四 附則 別表の鹿児島県の都中宮之浦川宮之橋より囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

車する場合には、別表の資格の欄に馬鹿の資格又は二種より上級の

資格の海技従事者は、船舶職員法第二十一条第一項及び同法附則第二項の規定に依り、当該船

船において同表の船舶職員の欄に掲げる船舶職員の業務を行つてある。

第三条 第一条の船舶が甲区域内において遠洋かつお・まぐろ漁業に

第十八条第二項若しくは同法第二十一条第二項又はこれらの規定に従事する場合における船舶賃員法

別志

船	船舶職員	資	格
以上二百トン未満の 船舶	總トン数五百五十トン 以上二百トン未満の 船舶	船長	乙種一等航海士
滿の船舶	總トン数三百トン未	機閥長	乙種一等機閥士
滿の船舶	總トン数三百トン未	船長	丙種船舶通信士
滿の船舶	總トン数三百トン未	機閥長	乙種一等航海士
滿の船舶	總トン数五百トン未	一等航海士	乙種二等航海士
滿の船舶	總トン数五百トン未	一等機閥士	乙種一等機閥士
満の船舶	總トン数五百トン未	一等船舶通 信士	乙種二等機閥士
満の船舶	總トン数五百トン未	一等船舶通 信士	丙種船舶通信士
満の船舶	總トン数五百トン未	船長	乙種船長又は甲種二等航海士
満の船舶	總トン数五百トン未	一等航海士	乙種二等航海士
満の船舶	總トン数五百トン未	機閥長	乙種一等機閥士
満の船舶	總トン数五百トン未	一等機閥士	乙種二等機閥士
満の船舶	總トン数五百トン未	二等機閥士	丙種機閥長
満の船舶	總トン数五百トン未	二等船舶通 信士	丙種船舶通信士

について、同法第十八条第二項
又は同法第二十一一条第二項中「別
表第一又は別表第二」とあり、同
法附則第二項中「別表第七」とある
のは、「遠洋かつお・まぐろ漁業
の用に供する船舶についての船舶
職員法の臨時特例に関する法律
(昭和二十九年法律第 号)別
表」と読み替えるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 この法律は、公布の日から起算
して二年を経過した日に効力を失

〔前田穂君登壇、拍手〕

本法案の要点は、従来船舶職員法に

新編の書籍

2 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日に効力を失う。

○前田権君　只今議題となりました港域法の一部を改正する法律案及び遠洋漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

について申上げます。
本法案の要点は、港湾事情の変化に伴いまして、古小牧港はか十港の港域を実情に即するように改め、佐木港について、最近の船舶交通事情の変化に即応するよう、又名瀬港及び古仁屋港については、奄美群島の復帰に伴へ、新たに港域を定めることあります。
級の資格者を必要とすることになつたのであります。併し早急にはその資格者の補充が困難なため、暫定措置として二ヵ年間を限つて、現在の乙区域と甲区域のほぼ中間程度の資格を以て足りるとする臨時特例を設けることいたしたのであります。

細々を速記録に譲ることにいたします。討論を省略し、採決に入りましたところ、本法案は、原案通り可決すべきものと、全会一致を以て決定いたしました。

次に遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案について申上げます。

規定する乙区域において操業しておられました遠洋かつお・さばぐる漁業の操業区域の拡張に伴いまして、甲区域において従業するものではなくなり、それに伴い船形も大型化し、従いまして船舶職員の資格も、船舶職員法に定めますとそのまま出漁するものが多くなり、それならばならなくなり、現在より一段と上級の資格者を必要とするようになりました。併し早急にはその資格者の補充が困難なため、暫定措置として二ヵ年間を限つて、現在の乙区域と甲区域のほぼ中間程度の資格を以て足りるとする臨時特例を設けることにいたしましたのであります。

本法案の質疑に入りましたところ、一委員より、「本法案は、一年後ににおいて失効することとなるが、そのときまでに現行法に定められた甲区域における法定資格を有する船舶職員の充足を図ることができるか」との質問に対し、政府委員は、「遠洋かつお・まぐろ漁船以外の船員の転船、遠洋かつお・さばぐる漁船乗組船員の再教育、水産関係学校卒業者の雇入れ等により充足が可能

能の見通しがついている」との答弁がありました。詳細は、速記録に譲ることにいたしたいと思います。

採決の結果、本法案は、原案通り可決すべきものと、全会一致を以て決定いたしました。

○議長(河井彌八君) 総員起立と認め
ます。よつて兩案は、全会一致を以て
可決せられました。
本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定
次第公報を以て御通知いたします。
本日は、これにて散会いたします。
午前十一時四十一分散会

○本日の会議に付した事件

―― 日程第一　港域法の一部を改正する法律案
―― 日程第二　遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案

